主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人稻茂登與助及び被告人Aの各上告趣意は、結局単なる量刑不当の主張に帰し、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四 ---条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月二一日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	齌	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官